

津久井総合事務所公用車賃貸借契約書（案）

1 業務の名称	津久井総合事務所公用車賃貸借契約(令和9年3月契約分)			
2 履行場所	相模原市緑区中野633ほか			
3 契約金額（月額）	十億	百万	千	円
うち取引に係る消費税及び地方消費税の額				
4 契約期間	契約期間は、令和 9 年 3 月 1 日から令和14年 2月29日までとする。			
5 契約金額の支払	賃貸人は賃借人に対し、この契約に定める賃借料を請求するものとし、賃借人は当該請求書が適正であると認めるときは、当該請求書を受理した日から30日以内に相模原市指定金融機関において支払うものとする。 ただし、相模原市会計規則第45条の2に規定する定期支払による場合は、定期支払申込書に基づき支払うものとする。 この場合にあっては、賃貸人は請求書の提出を要しない。 ☐ 前金払（☐ 一括払 ☐ 分割払） ☐ 概算払（☐ 一括払 ☐ 分割払） ☒ 確定払（☐ 一括払 ☒ 分割払） 備考 契約金額（総額） 円 令和8年度（1ヵ月） 円 令和9年度（12ヵ月） 円 令和10年度（12ヵ月） 円 令和11年度（12ヵ月） 円 令和12年度（12ヵ月） 円 令和13年度（11ヵ月） 円			
6 契約の保証	☐ 現金 円 ☐ 履行保証保険 円 ☐ 有価証券 円 ☐ 免除 ☐ 銀行等、保証事業会社の保証 円（相模原市契約規則第34条第 号）			
7 予算の減額又は削除に伴う契約の変更又は解除	賃借人は、令和9年度以降において歳入歳出予算の当該金額について減額又は削除があった場合は、この契約を変更又は解除することができる。 2 前項の規定により賃借人がこの契約を解除し、賃貸人に損失が生じた場合は、賃貸人はその損失の補償を賃借人に対して請求できるものとする。この場合における補償額は、賃借人と賃貸人とが協議して定める。			

上記の「津久井総合事務所公用車賃貸借契約(令和9年3月契約分)」について、賃借人と賃貸人は、次のとおり賃貸借契約を締結する。

この契約を証するため、本書2通を作成し、各自記名押印のうえ、その1通を保有する。

令和8年10月2日

賃借人 相模原市中央区中央2丁目11番15号
相模原市
代表 相模原市長 本村 賢太郎 印

賃貸人 所在地
名称
代表 印